

入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

1.食事は、「入院時食事療養費（Ⅰ）」に基づく食事を提供しております。

2.療養のための食事は、管理栄養士による当該計画に基づく栄養管理を実施しております。

（朝食 7：30、昼食 12：00、夕食 18：00）適温で提供しております。